水質検査計画について

水道課では、安全で良質な水道水を使用していただくため、水道法で定められた水質基準に基づき、定期的に水質検査を行なっています。

水質検査計画は、検査を行う項目、採水の場所、検査の回数などについて定めたものです。

この度、令和８年度の水質検査計画を策定しましたので、お知らせします。

令和８年度

水 質 検 査 計 画 書

令和８年３月

奥　出　雲　町

１．水質検査計画に関する基本方針

地域の水質需要者に対して供給する水道水が給水栓において、水道水質基準に適合することを確認するため、必要な水質検査について水質検査計画を策定し、定期的に水質検査を実施するものとする。

また、適正な水道水質管理を行うためには、水道水源の水質変化の程度を把握することが極めて重要であることから、水道原水の水質検査についても定期的に実施するよう計画するものとする。

なお、臨時に行う水質検査については、水源周辺の環境状況の変化や突発的な水質変化等に応じて、弾力的に別途計画するものとする。

２．対象水道施設の概要

別紙のとおり

３．水質検査を行う項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

水道法施行規則第１５条第１項の規定に基づき各水道施設毎に次のとおり実施するものとする。

⑴色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、各配水施設等において１日１回以上検査を行うものとする。

⑵水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項についての検査は、各水系管末の給水栓等を採水場所とし、同項の３号を判断基準として回数を定め検査を実施するものとする。

⑶水道原水についての検査は、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち消毒副生成物を除く項目を対象として水源毎に年１回検査を実施するものとする。

⑷水質基準に適合しないおそれがある次のような場合は、臨時の検査を行う。

１．水源の水質が著しく悪化したとき。

２．水源に異常があったとき。

３．水源付近に、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

４．浄水過程に異常があったとき。

５．配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

６．その他特に必要が認められるとき。

以上、具体的な水質検査計画表を別に定めるものとする。

４．水質検査の委託内容

３．⑴を除く当該水質検査については、これを全て国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関へ委託することとし、別途、水質検査業務委託契約書を締結したうえ、これを執行するものとする。

⑴環境大臣が実施する精度管理において、良好な状態が維持されている検査機関。

⑵社団法人日本水道協会、水道ＧＬＰ認定委員会が認定する水道水質検査優良試験所規範の適用基準に適合し、認定を取得している検査機関。
若しくは、ＩＳＯ９００１（品質マネジメントシステム）の認証を取得している検査機関。

⑶水道技術管理者を有する検査機関。

５．その他水質検査の実施に際し、配慮すべき事項

⑴水質検査結果の評価について
水質検査の結果により、水質基準に適合しない状況となった場合直ちに原因を調査し、水質基準を満たす水質を確保する。
評価の基準としては、基準値の１０％及び２０％超過の項目に着目し、水源の状況並びに採水場所の状況を考慮しながら水質検査結果を評価する。

⑵水質検査計画の見直しについて
次年度の検査計画を樹立する際に、過去５年間の水質検査結果を整理し、基準値超過の項目及び変動が著しい項目等を拾い上げるとともに、登録検査機関の意見を参考に検査計画を見直すこととする。

⑶水質検査計画の精度及び信頼性保証について
環境大臣が実施する精度管理において、良好な状態が維持されているかどうか確認を行うとともに、登録検査機関の検査管理が適正になされているか確認する。

⑷関係者との連携について
水質異常が発生した場合には、「水道水質管理基準」により水道事業者が講ずべき措置を実施するとともに、県薬事衛生課や雲南保健所などの関係機関と連携し迅速に対応する。

原水の対象施設及び採水地点

番号	地区名	施設名	水源種類	浄水方法	滅菌方法
１	三成	矢谷	浅井戸	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
２	三成	美女原	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
３	阿井	阿井	表流水	膜ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
４	三成第二	佐白	深井戸	消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム
５	亀嵩	大熊	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
６	亀嵩	玉峰	深井戸	消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム
７	亀嵩	原谷	深井戸	消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム
８	亀嵩	谷奥	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
９	鴨倉	鴨倉	湧水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
１０	高尾	高尾	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
１１	横田	五反田第一	伏流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
１２	横田	五反田第二	浅井戸	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
１３	横田	稲原	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
１４	横田	横田	伏流水	急速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
１５	三井野	三井野	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
１６	大馬木	大峠	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
１７	大馬木	大畝	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
１８	大馬木	堅田	浅井戸	消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム
１９	雨川	雨川	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
２０	小馬木	木屋谷	湧水	急速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
２１	小馬木	矢入	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
２２	八川	八川	浅井戸	膜ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
２３	鳥上	赤川第一	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
２４	鳥上	赤川第二	湧水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
２５	大谷	大谷	表流水	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
２６	八川第二	坂根	深井戸	消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム

浄水の対象施設及び採水地点

番号	地区名	採水地点（管末）
１	三成	矢谷下
２	三成	美女原
３	阿井	阿井
４	三成第二	佐白
５	三成第二	矢谷上
６	亀嵩	大熊
７	亀嵩	玉峰
８	亀嵩	谷奥
９	鴨倉	鴨倉
１０	高尾	高尾
１１	横田	五反田
１２	横田	稲原
１３	横田	横田
１４	三井野	三井野
１５	大馬木	大峠
１６	大馬木	大畝
１７	大馬木	堅田
１８	雨川	雨川
１９	小馬木	木屋谷
２０	小馬木	矢入
２１	八川	八川
２２	鳥上	竹崎
２３	大谷	大谷
２４	八川第二	坂根

令和８年度水質検査計画表（原水）

番号	採 水 地 点	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
１	三成／矢谷 （地下水）		★指 ク										
２	三成／美女原 （河川水）		★指 ク										
３	阿井／阿井 （河川水）		★指 ク										
４	三成第二／佐白 （地下水）		★指			指			指			指	
５	亀嵩／大熊 （河川水）		★指 ク										
６	亀嵩／玉峰 （地下水）		★指			指			指			指	
７	亀嵩／原谷 （地下水）		★指			指			指			指	
８	亀嵩／谷奥 （河川水）		★指 ク										
９	鴨倉／鴨倉 （湧水）		★指			指			指			指	
１０	高尾／高尾 （河川水）		★指 ク										
１１	横田／五反田第一 （その他）		★指 ク										
１２	横田／五反田第二 （地下水）		★指 ク										
１３	横田／稲原 （河川水）		★指 ク										
１４	横田／横田 （その他）		★指 ク										
１５	三井野／三井野 （河川水）		★指 ク										
１６	大馬木／大峠 （河川水）		★指 ク										
１７	大馬木／大畝 （河川水）		★指 ク										
１８	大馬木／堅田 （地下水）		★指 ク										
１９	雨川／雨川 （河川水）		★指 ク										
２０	小馬木／木屋谷 （湧水）		★指 ク										
２１	小馬木／矢入 （河川水）		★指 ク										
２２	八川／八川 （地下水）		★指 ク										
２３	鳥上／赤川第一 （河川水）		★指 ク										
２４	鳥上／赤川第二 （湧水）		★指 ク										
２５	大谷／大谷 （河川水）		★指 ク										
２６	八川第二／坂根 （地下水）		★指			指			指			指	

★：全項目（原水）検査　指：クリプトスポリジウム指標菌検査　ク：クリプトスポリジウム・ジアルジア検査

令和８年度水質検査計画表（浄水）

番号	採 水 地 点	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
1	三成 矢谷下	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
2	三成 美女原	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
3	阿井 阿井	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
4	三成第二 佐白	□■ TH TR	□	□	□■ TH TR	□	□	□■ TH TR	□	□	□■ TH TR	□	□
5	三成第二 矢谷上	☆	□	□	□■ Aℓ	□	□	□■ Aℓ	□	□	□■ Aℓ	□	□
6	亀嵩 大熊	□■ Aℓ Fe TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
7	亀嵩 玉峰	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
8	亀嵩 谷奥	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
9	鴨倉 鴨倉	□■ TH TR	□	□	□■ TH TR	□	□	□■ TH TR	□	□	□■ TH TR	□	□
１０	高尾 高尾	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
１１	横田 五反田	□■ TH TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
１２	横田 稲原	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
１３	横田 横田	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
１４	三井野 三井野	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
１５	大馬木 大峠	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
１６	大馬木 大畝	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
１７	大馬木 堅田	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
１８	雨川 雨川	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
１９	小馬木 木屋谷	☆	□	□	□■ Aℓ	□	□	□■ Aℓ	□	□	□■ Aℓ	□	□
２０	小馬木 矢入	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
２１	八川 八川	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
２２	鳥上 竹崎	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
２３	大谷 大谷	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
２４	八川第二 坂根	□■ As F TR Na ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	□	□	□■ As F TR	□	□	□■ As F TR	□	□	□■ As F TR	□	□

□：毎月項目　■：３ヶ月毎項目　☆：全項目（浄水）

As：ヒ素　F：フッ素　Aℓ：アルミニウム　Na：ナトリウム　TH：硬度　TR：蒸発残留物

水質検査項目表

番号	水　質　検　査　項　目	全項目検査（原水）	全項目検査（浄水）	３ヶ月毎項目検査	毎月項目検査
１	一般細菌	○	○		○
２	大腸菌	○	○		○
３	カドミウム及びその化合物	○	○		
４	水銀及びその化合物	○	○		
５	セレン及びその化合物	○	○		
６	鉛及びその化合物	○	○		
７	ヒ素及びその化合物	○	○		
８	六価クロム化合物	○	○		
９	亜硝酸態窒素	○	○		
１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	
１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○		
１２	フッ素及びその化合物	○	○		
１３	ホウ素及びその化合物	○	○		
１４	四塩化炭素	○	○		
１５	１，４－ジオキサン	○	○		
１６	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○		
１７	ジクロロメタン	○	○		
１８	テトラクロロエチレン	○	○		
１９	トリクロロエチレン	○	○		
２０	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸（ＰＦＯＳ） 及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸（ＰＦＯＡ）	○	○	○	
２１	ベンゼン	○	○		
２２	塩素酸		○	○	
２３	クロロ酢酸		○	○	
２４	クロロホルム		○	○	
２５	ジクロロ酢酸		○	○	
２６	ジブロモクロロメタン		○	○	
２７	臭素酸		○	○	
２８	総トリハロメタン		○	○	
２９	トリクロロ酢酸		○	○	
３０	ブロモジクロロメタン		○	○	
３１	ブロモホルム		○	○	
３２	ホルムアルデヒド		○	○	
３３	亜鉛及びその化合物	○	○		
３４	アルミニウム及びその化合物	○	○		
３５	鉄及びその化合物	○	○		
３６	銅及びその化合物	○	○		
３７	ナトリウム及びその化合物	○	○		
３８	マンガン及びその化合物	○	○		
３９	塩化物イオン	○	○		○
４０	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	○		
４１	蒸発残留物	○	○		
４２	陰イオン界面活性剤	○	○		
４３	ジェオスミン	○	○		
４４	２－メチルイソボルネオール	○	○		
４５	非イオン界面活性剤	○	○		
４６	フェノール類	○	○		
４７	有機物等（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	○	○		○
４８	ｐＨ値	○	○		○
４９	味		○		○
５０	臭気	○	○		○
５１	色度	○	○		○
５２	濁度	○	○		○
－	残留塩素		○	○	
－	導電率	○	○		○